

電力先物に係る中部エリアの追加及び取引時間変更に伴う 業務規程等の一部改正について

2025年12月12日

株式会社東京商品取引所

I. 趣旨

当社は、当社のエネルギー市場の電力先物に係る月間物取引及び年度物取引の対象に中部エリアを追加するとともに、夜間立会の取引開始時刻及び立会外取引等の申出時間を変更することとします。

これに伴い、業務規程等の一部改正を行い、2026年4月13日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表をご覧ください）。

II. 改正概要

1. 電力先物への中部エリアの追加について

(1) 取引の対象等

- ・エネルギー市場の電力の現金決済先物取引の月間物取引・年度物取引の対象に、中部エリアを加えます。
- ・月間物取引の対象は、一般社団法人日本卸電力取引所（以下「JEPX」といいます。）において取引される毎月1日から末日までの期間における中部エリアのベースロード電力及び日中ロード電力とします。
- ・年度物取引の対象は、JEPXにおいて取引される4月1日から翌年3月31日までの期間（以下「年度」といいます。）における中部エリアのベースロード電力及び日中ロード電力とします。

(2) 先物取引の期限等

- ・月間物取引にあっては、以下のとおりとします。
 - 取引の期限は、新甫発会日が属する月の翌月から起算した24月以内の各月とし、24限月制とします。ただし、ベースロード電力にあっては、直前の取引最終日が当月限（電力先物に係る月間物取引にあっては直近の限月をいいます。以下同じ。）が属する月の最終営業日になるときは、新甫発会日が属する月から起算した24月以内の各月とし、24限月制とします。

（備考）

- ・業務規程第14条等

- ・業務規程第17条

- b. 新甫発会日は、取引最終日の翌営業日とし、日中立会から新甫限月の取引を開始します。
 - c. 取引最終日は、以下のとおりとします。
 - (a) ベースロード電力は、当月限が属する月の末日の前営業日
 - (b) 日中ロード電力は、当月限が属する月の最終平日の前営業日
 - d. 最終決済日は、当月限取引最終日が属する月の翌月第1営業日とします。
- ・年度物取引にあっては、以下のとおりとします。
- a. 取引の期限は、原則として新甫発会日が属する年度の翌年度から起算した2年以内の各年度とし、2限月制とします。
 - b. 新甫発会日は、カスケーディング前の取引最終日が属する年度の翌年度の4月1日（休業日にあたる場合は順次繰り下げる。）とし、日中立会から新甫限月の取引を開始します。
 - c. 取引最終日は、カスケーディング前までは、当月限の取引対象年度の前年度の3月末日の3営業日前の日、カスケーディング後は、カスケーディング後の建玉に基づき、月間物取引に係る各限月の取引最終日とします。なお、取引最終日の取引は日中立会をもって終了します。
 - d. 最終決済日は、カスケーディング後の建玉に基づき、月間物取引に係る各限月の最終決済日（当該限月が属する月の翌月第1営業日）とします。

（3）取引単位、呼値及び呼値の単位

- ・取引単位については、以下のとおりとします。
- a. ベースロード電力は、1日から同月末日までにおける暦日数×24時間×100キロワット時によって得られる電力量（kWh）とします。
- b. 日中ロード電力は、1日から同月末日までにおける平日数×12時間×100キロワット時によって得られる電力量（kWh）とします。
- c. 年度ベースロード電力は、年度における暦日数×24時間×100キロワット時によって得られる電力量（kWh）とします。
- d. 年度日中ロード電力は、年度における平日数

×12時間×100キロワット時によって得られる電力量(kWh)とします。

- ・呼値は、1キロワット時(1kWh)とします。
- ・呼値の単位は、1銭とします。

(4) 最終決済価格

- ・月間物取引に係る最終決済価格は、ベースロード電力については最終決済日の属する月の前月における各暦日(午前0時から午後12時まで)、日中ロード電力については最終決済日の属する月の前月における各平日(午前8時から午後8時まで)のJEPXのスポット取引の発表価格の月間総計を発表価格採取数で除した価格とします。
- ・年度物取引に係る最終決済価格は、カスケーディング後の建玉に基づき、月間物取引に係る最終決済価格とします。

- ・エネルギー最終決済価格決定細則第4条等

(5) 定率参加料

- ・月間物取引の売買約定に係る定率参加料は、売又は買1枚につきベースロード電力は146円、日中ロード電力は49円とします。
- ・年度物取引の売買約定に係る定率参加料は、売又は買1枚につき年度ベースロード電力は1,752円、年度日中ロード電力は588円とします。

- ・取引参加料等に関する細則第3条

(6) 建玉制限等

- ・電力先物の月間物取引及び年度物取引については、建玉制限を設けます。

例：委託者及び海外顧客の建玉数量の制限

各限月(売建玉と買建玉との差引き数量)

- ・中部エリア・ベースロード電力 5,000枚
- ・中部エリア・日中ロード電力 7,000枚
- ・中部エリア・年度ベースロード電力 2,500枚
- ・中部エリア・年度日中ロード電力 3,500枚

- ・委託者等の計算による1限月の建玉が1枚を超える場合は当社への報告を求めることとします。

- ・エネルギー市場管理細則第2条及び第3条

- ・エネルギー市場管理細則第7条

(7) 即時約定可能値幅等

- ・即時約定可能値幅の基準となる値段は、各限月の取引において、同一計算区域における直近の約定値段(直近の約定値段がない場合は前計算区域の帳入値段。ただし、新甫発会限月にあっては、当

- ・システム売買実施細則別表3
(第12条関係)

社がその都度定める取引開始日における基準値段)を採用します。

- 即時約定可能値幅は、寄付板合せは6.00円、ザラバ取引は5.00円、引板合せは6.00円とします。

(8) サーキットブレーカー幅等

- サーキットブレーカー幅を設定するための基準値段は、前計算区域の帳入値段（新甫発会限月にあっては、当社がその都度定める取引開始日における基準値段）とします。
- サーキットブレーカー幅は8.00円とします。

2. 取引時間変更について

(1) 立会

- 電力先物取引の夜間立会について、売買注文の受付開始時刻を午後4時25分、取引の開始時刻を午後4時30分に変更します。

(2) 立会外取引、EFP取引及びEFS取引

- (1)の変更に伴い、立会外取引、EFP取引及びEFS取引の申出時間を午前8時20分から午後4時15分まで、午後4時25分から午後7時30分までに変更します。

3. その他

- その他、所要の改正を行うものとします。

- システム売買実施細則別表4
(第14条関係)

- 業務規程第5条
及び第6条

- 立会外取引実施細則第3条
- EFP取引及びEFS取引実施細則第6条

III. 施行日

- 2026年4月13日から施行します。
- ただし、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、当該日に施行することが適当でない場合には、当該日から3月以内の日で、当社が別に定める日から施行します。

以上